

SSM; 途上国向けセーフガードにかかる作業文書(仮訳)

1. SSMについて、建設的な協議に基づき、譲許税率を超える場合に関して我々は真の前進を成し遂げた。いくつかの点については収斂したとみなしたに等しい状態に近づいたと記述することができる水準に達した部分もあるが、我々が成し遂げた前進には未だむらがある。言い換えれば、我々は真の前進は果たしてきたが、鍵となる事項に関する合意はおろか、依然としてきれいなテキストはない、というのが避けがたい真実である。そのため、準備ができ、改定テキストに盛り込めるものがあるかのように振る舞うことは私にはできない。

2. しかしながら、明らかに前進している以上は、物事をそのままにしておくわけにもいかない。我々の建設的な関与により、少なくともある方向性は示されているし、まもなく、全加盟国にとって機能する解決方法が見出されなければならない。我々は、合意しようとする方向に向かう何らかの材料を必要としている。この考え方や私が聞いてきたことを基に、収斂しつつある要素を示すための努力として、私が提案しうる最良のものは以下のものである。これは、最終の法的テキストの形ではないが、終結へ向かう枠組みとして機能できればと考えている。以下の案は明らかに修正されることになろうが、この問題が解決に至るとすれば、以下の案からそれほど離れていないものが、最終合意案への道となりうると考えている。

3. 以下が、SSMが譲許税率を越えて発動されてもよい場合の基本的な考え方である。

数量SSMは、下記サブパラグラフxにおける条件の下、報告された12ヶ月の期間内において適用可能である。この12ヶ月の期間は、年市場度、暦年、財政年度など、発動する加盟国により自由に指定可能である。しかしながら、一度指定を行った場合には、その適用に当たり変更することはできない。

本SSMが適用可能となるのは、その12ヶ月の期間中に、直近3年間の平均輸入量から算出される発動水準を満たした場合である。しかしながら、仮にSSMがその直近3年間に発動されていた場合には、SSMが適用された期間中の純輸入量の月平均を計算し、それをSSM発動期間中の仮想輸入量として適用する。ただし、発動期間中の実際の輸入量の方が多かった場合は除く。

いずれかの期間の輸入量が120%を超えるが140%を超えない場合、課され得る追加関税の上限は、現行の譲許税率の1/3又は8%ポイントのいずれか高いほうを越えることができない。

いずれかの期間の輸入量が140%を越える場合、課され得る追加関税の上限は、現行の譲許税率の1/2又は12%ポイントのいずれか高いほうを越えることはできない。

これらの緩和措置(レメディイ)は、国内価格が実際に下落していなければ、通常はとれない。しかしながら、例外的な場合はありうる。それは、差し迫った予測しうる下落がありうると信じられる理由があるが、その時点において信頼しうる十分なデータが無い場合である。そのような例外的な状況においては、本措置はとりうるが、求めに応じ、専門家からなる常任パネルの速やかなレビューを受けることとなる。いずれの場合にせよ、信頼しうるデータが利用可能となった時点において、当該データは使用されることとなり、もし価格下落を正当化しない場合は、同措置は廃止される。

一度 S S M が発動された場合には、それは最長で [4 / 8] か月適用可能で、適用期間が過ぎた後、同等の期間が過ぎるまで再度発動はできない。

もし、12 か月の期間中の最後の [2 / 4] か月に S S M が発動された場合には、次の 12 ヶ月の期間に渡り発動が可能であるが、これは [2 / 4] か月を越えることはないし、適用期間の上限や再発動条件についても同様である。

S S M はいずれの 12 ヶ月の期間においても全タリフラインの 2. 5 % を超えて発動されてはならない。

4. 以上の記述については、より明らかな収束があったと感じている点である。そして合意に至るまでに十分働きうる枠組みとして上記の記述は使用しようという点に関してはより楽観的である。以下の点は、他の論点と比較して休止の概念がよりセンシティブであるため、はかばかしい前進が見られたとはいえなかった点である。この点に関して少なくとも現時点では、他の論点ほどは新たな合意が得られていない。そして、扱いにくいことが明らかになるかもしれない。加盟国によっては以下の案にまで踏み込む必要すら認めないだろう。他方で、この分野が、他の加盟国にとっては、季節変動に関する小さな懸念を和らげる唯一可能な方法と受け止められているという理由で、非常に重要なものであり、私は無視することはできない。もしその意志があるのであれば、少なくとも収斂を促進するための助けとなるいくつかのオプションを示すことは有益であると考えている。いくつかの加盟国は休止期間は存在すべきでないと考えている。他の加盟国は継続的な適用は全く認められないことを明らかにすべきであると考えている。もし、妥協がありうるとしたら、以下が私が示しよう最良の案である。それらは相容れないものである必要はない。

[季節的で腐敗しやすい品目のタリフラインに対する S S M が連続する 2 つの 12 ヶ月期間において発動され、それらの発動期間の合計が 12 ヶ月以上の場合には、その次の 12 ヶ月期間においては適用できない (または食い込ませることはできない)]。

[季節的で腐敗しやすい品目のタリフラインに対する S S M 適用から 2 年後に、特に途上加盟国の輸出に対する影響の観点からのレビューが行われる。このレビューの目的は、季節的に貿易される品目に対する不均衡な影響の有無を判定し、影響ある場合には、S S M の効果的な機能と両立しうる、そのような影響を是正する方法を推薦することにある。

S S M が 3 つの連続した 12 ヶ月期間において適用される場合においては、常設の専門家グループが、影響を受ける加盟国の要求に応じて、当該措置が、通常の貿易を妨げない、一時的な輸入の急増を防ぐ手段として採用されたものとして効果的に機能しているか、あるいはより構造的な問題の結果であるのかを判定する。専門家グループは適宜、非拘束な助言を含む彼等の見解や意見を示す。

5. 私は、他の論点について、更なる決定を行わなければならない点について触れなければならない。7 月以降、これらの点について、いかなる細部についても詰めることができなかった。なぜならば、「譲許税率以上」についての論点がもっとも優先されるものであったためである。

- (a) 後発開発途上国について：発動水準と追加関税水準についての解決はなく、L D C は三訂版テキストよりもより大きな柔軟性を求めているが、一般的に

解決方法の内容にかかわらず、LDCは、三訂版テキストより柔軟な取り扱いとするというのは機能する仮定である（し、誰も反対の意を示してこなかった）。

- (b) SVEについて：一般的な解決方法があるとなれば、SVEを含む全ての途上国に適用可能なものとなるであろうか。
- (c) 譲許税率以下の場合について：7月以降の協議において、多くの加盟国が三訂版テキストの譲許税率以下の場合に関する取り扱いについて合意していない点を有していることが示された。しかし、これは譲許税率を超える場合について解決されない限り解決しないと認識されている。この点に関して合意に至るまでどれだけの努力を要するかは不明である。